

システム変更管理規程

1.0 版

システム変更管理規程

1	趣旨	3
2	対象者	3
3	対象システム	3
4	遵守事項	3
4.1	システム変更プロセスに関する遵守事項	3
4.2	システム変更作業に関する遵守事項	3
5	運用確認事項	4
6	例外事項	4
7	罰則事項	4
8	公開事項	4
9	改訂	5

システム変更管理規程

1 趣旨

本規程は、当社のシステム（アプリケーション、インフラ）の変更管理に関する事項を定めることにより、確実に適正なシステム変更が行われること及び変更に失敗した際のリカバリーを迅速に行うことを目的とする。

2 対象者

システムの変更（開発、保守運用）に従事するすべての従業員。

3 対象システム

当社業務で使用するすべてのシステム。

4 遵守事項

4. 1 システム変更プロセスに関する遵守事項

(A. 14. 2. 2)

- (1) システム変更は予め定められたプロセスに従って行われなければならない。
 - ・システム変更要求は、対象システムの認可された利用者によって行われなければならない。
 - ・システム変更作業の開始前に、作業内容の提案について正式な承認を変更管理マネジャーから得なければならない。
 - ・システム変更作業の実施前に、認可された利用者がその変更を受け入れることを担保しなければならない。
 - ・システム変更作業の実施後、認可された利用者はその変更が要求に即したものであることを確認しなければならない。
 - ・全ての変更要求および変更作業に関する要求から承認、確認の一連のプロセスについて、監査証跡を維持及び管理しなければならない。

4. 2 システム変更作業に関する遵守事項

(A. 14. 2. 2)

- (1) システム変更作業は以下の項目を遵守して行われなければならない。
 - ・変更によって変更管理体制及び完全性に関する手順が損なわれないことを担保するため、変更管理体制及び手順を変更作業の承認者に対してレビューしなければならない。
 - ・作業者は、変更の際に修正が必要となる全てのソフトウェア、情報（データベースを含む）、権限、ハードウェア（サーバ及びネットワークや、それらの

設定を含む)を特定しなければならない。

- ・システムの脆弱性を最小限とするために、特にセキュリティを重視すべき箇所を特定し、変更後における脆弱性の有無及び影響度を評価しなければならない。
- ・システムの変更により、現在実現している信頼性、可用性が低下しないよう設計しなければならない。
- ・システム変更作業は関係する業務を妨げないことを原則とし、これを確保できる日時に実施する。ただし、緊急を要する変更及び業務の調整が可能な場合はこの通りではない。
- ・システム変更作業が失敗した際に、作業開始前の状態にロールバックする手順をレビューし、変更管理マネジャーに承認されなければならない。

(2) システム変更作業に際し、システムに関連する文書は以下の通り管理されなければならない。

- ・システムに関する一式の文書は、変更の完了時点で更新され、また古い文書は記録・保管しなければならない。
- ・アプリケーションの更新については、版数の管理を維持しなければならない。
- ・システム操作手順書等の運用文書類及び利用者の手順は、システム変更の際に必要な応じて変更されなければならない。また、変更後の手順は、文書化し保管しなければならない。

5 運用確認事項

アプリケーションの変更作業の際に、無関係なファイルが変更されたかどうかを確認するため、ファイル単位での更新履歴管理が必要である。

管理方法として、ファイルの更新日付やメッセージダイジェスト、差分出力等の結果を実施前後で比較する等の方法がある。

6 例外事項

業務都合等業務都合等により本標準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、情報セキュリティ委員会に報告し、例外の適用承認を受けなければならない。

7 罰則事項

本標準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。罰則の適用については『人的管理規程』に従う。

8 公開事項

本規程は対象者にのみ公開するものとする。

9 改訂

- ・本標準は、平成 x x 年 x x 月 x x 日に情報セキュリティ委員会によって承認され、平成 x x 年 x x 月 x x 日より施行する。
- ・本標準の変更を求める者は、情報セキュリティ委員会に申請しなければならない。情報セキュリティ委員会は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。
- ・本標準は、定期的（年 1 回）に内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに変更し、その変更内容をすべての対象者に通知しなければならない。